

Q－3

建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が3 mを超える場合、地盤面と高さの考え方について教えてください。

A－3

下表のとおりとなります。

平均地盤面算定の目的	算定方法	根拠
地階の判定	建築物の階ごと	令第1条第2号
高さ及び建築面積の算定	建築物ごと、かつ、高さ3 m以内ごと	令第2条第1項第2号 第6号、第7号
住宅の地階部分の容積率緩和の判定	建築物の階ごと、かつ、高さ3 m以内ごと	法第52条第3項 第4項
日影規制における受影面の高さの算定	同一敷地内の建築物全体	法別表第4（は）欄